

令和4年度  
財政援助団体等監査結果報告書



沖縄市監査委員

## 目 次

第1	監査基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
1	監査の対象範囲	
2	監査の対象団体	
第4	監査の着眼点	1
1	財政援助団体	
2	指定管理者	
第5	監査の実施内容	2
1	監査の主な内容	
2	監査の期間及び場所	
第6	監査の結果	3
1	財政援助団体	4
2	指定管理者	8

# 令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告書

## 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、沖縄市監査基準（令和 2 年 3 月 26 日決裁）に準拠して監査を実施した。

## 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に関する監査

## 第 3 監査の対象

### 1 監査の対象範囲

本市が令和 3 年度に財政的援助等をおこなった各種団体等から抽出した以下の団体を監査の対象とした。

### 2 監査の対象団体

#### (1) 財政援助団体

補助金名称	財政援助団体	所管部署
沖縄市自治会加入促進協議会補助金	沖縄市自治会加入促進協議会	市民部市民生活課

#### (2) 指定管理者

公の施設の名称	指定管理者	所管部署
沖縄市農民研修センター・市民ふれあい農園	沖縄県農業協同組合	経済文化部農林水産課

## 第 4 監査の着眼点（評価項目）

監査を実施するにあたって次の項目に着目した。

### 1 財政援助団体

#### (1) 所管部署

- ① 補助金の目的、交付基準及び対象事業の内容は要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期及び手続等は適正に行われているか。
- ③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## (2) 財政援助団体

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ② 補助事業は要綱等に基づき、計画及び交付条件に従って適正かつ効率的に実施されているか。また、補助金が対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ④ 補助金に係る収支の会計経理、現金や預金等の管理体制は適切か。

## 2 指定管理者

### (1) 所管部署

- ① 指定管理者の指定は、法令等に基づき適正・公正に行われているか。
- ② 事業報告書の点検等は、適切に行われているか。
- ③ 指定管理者に対して適時かつ適切に業務報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

### (2) 指定管理者

- ① 公の施設の運営、維持及び管理は、関係法令等の定めるところにより適切に行われているか。
- ② 公の施設の利用許可等の取扱いは、法令等に基づき適正に行われているか。
- ③ 関係帳票等の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整理及び保存は適切か。
- ④ 公の施設の指定管理に係る収支の会計経理、現金や預金等の管理体制は適切か。

## 第5 監査の実施内容

沖縄市監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿及び関係書類の審査を行うとともに、所管部署職員及び財政援助団体等職員から説明を聴取した。

### 1 監査の主な内容

- (1) 監査対象部署等による監査資料の提出
- (2) 事務局職員による監査資料の確認
- (3) 監査委員による監査の実施

### 2 監査の期間及び場所

- (1) 監査期間：令和4年10月14日～令和5年5月18日
- (2) 監査場所：監査室（本庁地下2階）

## 第6 監査の結果

監査の実施結果の評価及び判断にあたっては、下記の区分でおこなった。

- ・ 指摘事項 違法又は不当な事項で是正すべきもの  
速やかに所要の措置を講じるよう求めるもの  
過去に注意・検討事項としたが改善されないもの
- ・ 留意事項 事務処理上留意すべきもの  
指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの
- ・ 要望事項 改善について検討を求めるもの

# 1 財政援助団体

## (1) 団体の概要

団体名称	沖縄市自治会加入促進協議会
設置目的	地域における住民の安心・安全な暮らしと活力ある地域づくりの中核を担う自治会の加入減少に鑑み、住民の自治会への加入を関係機関、団体とともに促進していくことを目的とする。
事業概要	自治会の加入促進に関すること 自治会の加入促進のための市の施策に関すること 自治会の加入促進のための市事業者における協力に関すること 自治会の加入促進のための研修等に関すること 会員相互の親睦交流に関すること その他、目的を達成するために必要な事項
組織	沖縄市自治会長協議会会員、沖縄県中部宅地建物取引業者会、沖縄市社会福祉協議会、沖縄市 PTA 連合会、沖縄市、沖縄市教育委員会、その他この会の目的達成に賛同する団体、関係機関等
役員	会長 1 名、会長補佐 2 名、副会長 6 名、事務局長 1 名、委員 3 名、監事 2 名
補助金額（交付根拠）	沖縄市自治会加入促進協議会補助金 3,217,000 円（沖縄市自治会加入促進協議会補助金交付要綱）

## (2) 補助金交付の状況

沖縄市自治会加入促進協議会補助金は、沖縄市補助金等交付規則及び沖縄市自治加入促進協議会補助金交付要綱に基づき、以下のとおり交付されている。

令和 3 年 4 月 30 日	交付申請
令和 3 年 5 月 13 日	交付決定通知（交付決定額 3,217,000 円）
令和 3 年 5 月 14 日	概算払等申請（前期分）
令和 3 年 5 月 19 日	概算払等決定通知（前期分）
令和 3 年 5 月 19 日	交付請求（前期分）
令和 3 年 6 月 2 日	補助金交付（前期分 1,608,500 円）
令和 3 年 10 月 22 日	概算払等申請（後期分）
令和 3 年 10 月 25 日	概算払等決定通知（後期分）
令和 3 年 10 月 27 日	交付請求（後期分）
令和 3 年 11 月 10 日	補助金交付（後期分 1,608,500 円）
令和 4 年 3 月 31 日	実績報告
令和 4 年 3 月 31 日	交付額確定通知（交付確定額 3,217,000 円）

## (3) 事業実績

- ① 加入促進協議会役員会・連絡会
- ② 感謝のつどい・会員加入促進イベント「お～きな輪」
- ③ 第 4 回絵画作品コンクール展示・表彰式、自治会パネル展

- ④ 異業種交流会
- ⑤ 新規会員加入促進月間（区内外勧誘キャンペーン）
- ⑥ SNS 講座（3回開催）
- ⑦ 会員章シール・保安灯シール・絵画作品入賞者クリアファイルの作成

(4) 決算収支の状況

① 補助対象経費

(単位：円)

科	目	予算額	決算額	増減額
収入	補助金	3,217,000	3,217,000	0
	預金利息	0	9	9
	繰越金	0	44,714	44,714
	計	3,217,000	3,261,723	44,723
支出	加入促進事業費	1,307,000	1,330,813	△23,813
	給料	1,560,000	1,298,892	261,108
	社会保険料	270,000	507,114	△237,114
	賃料	60,000	60,000	0
	事務用品費	20,000	20,732	△723
	計	3,217,000	3,217,551	△542
収支差引		0	44,172	-

\*収支差引額 44,172 円は、補助対象外経費の管理口座へ振替。

② 補助対象外経費

(単位：円)

科	目	予算額	決算額	増減額
収入	会費	222,000	222,000	0
	手数料	1,000	0	△1,000
	寄附金	1,000	0	△1,000
	繰越金	120,151	75,437	△44,714
	雑収入	1,000	2,000	1,000
	計	345,151	299,437	△45,714
支出	会議費	40,000	13,264	26,736
	費用弁償	40,000	16,000	24,000
	通信費	30,000	26,814	3,186
	渉外費	10,000	0	10,000
	燃料費	36,000	36,000	0
	監査費	5,000	5,000	0
	役員手当	80,000	80,000	0
	予備費	104,151	53,655	50,496
計	345,151	230,733	114,418	
収支差引		0	68,704	-

## (5) 指摘事項等

所管部署：市民部市民生活課

### ① 補助対象経費に係る繰越金の振替について（留意事項）

協議会においては、補助対象経費と補助対象外経費を区分し口座を設けて管理しているところ、補助対象経費に係る収支差引において発生した繰越金を補助対象外経費の口座に振り替えられていた。

協議会補助金交付要綱によると、補助対象経費及び補助限度額は原則、別表第1（自治会加入促進事業費）に定めるもののうち、補助交付の目的に照らし、公金支出することがふさわしいものとするところとなっている。また、別表第2（交際費、慶弔費、飲食費等の経費及び補助事業等の目的と直接関係のない慰労又は視察等の経費等）に定めるものについては原則、補助対象外経費としている。当該繰越金は補助金を原資とするものであり、その性格上、交付手続及び予算執行の適正化を図ることで透明性を確保することが求められている。

所管部署においては、当該補助対象経費の執行管理について、協議会と具体的に協議を行い、必要な指導に努めていただきたい。

財政援助団体：沖縄市自治会加入促進協議会

### ① 補助対象経費に係る繰越金の振替について（留意事項）

協議会においては、補助対象経費と補助対象外経費を区分し口座を設けて管理しているところ、補助対象経費に係る収支差引において発生した繰越金を補助対象外経費の口座に振り替えられていた。

協議会補助金交付要綱によると、補助対象経費及び補助限度額は原則、別表第1に定めるもののうち、補助交付の目的に照らし、公金支出することがふさわしいものとするところとなっている。また、別表第2に定めるものについては原則、補助対象外経費としている。当該繰越金は補助金を原資とするものであり、その性格上、交付手続及び予算執行の適正化を図ることで透明性を確保することが求められている。

協議会においては、当該補助対象経費の執行について、交付要綱等の趣旨に沿って客観的に公益上の必要性を検討され、適切な管理に努めていただきたい。

### ② 立替払による支払いについて（留意事項）

消耗品等の購入における支払いについて、協議会職員個人のクレジットカードにより立替払を行い、後日精算している状況が見られた。

協議会の会計経理において、立替払を必ずしも否定するものではないが、その財源である補助金は公金であり、その執行に当たっては、適正性や透明性の確保が求められている点に十分留意する必要がある。



やむを得ず立替払を行う場合には、協議会会員相互の確認のうえ、立替金額の上限や精算期限を明確にするなど、一定のルールの下で行うことが必要だと考える。また、職員個人の立替払を極力抑制するために、一定額の小口現金等を用意する等の工夫をするよう検討されたい。

さらに、会計経理の運用管理に当たっては、協議会職員単独での執行とならぬよう複数人でのチェック体制が不可欠である。

## 2 指定管理者

### (1) 施設の概要

#### ① 沖縄市農民研修センター

位置	沖縄市字登川 2380 番地
設置目的	農家の教育研修及び情報交換を行う拠点とし、もって農家の福利増進及び農業振興を図る。
設置根拠	沖縄市農民研修センター条例
施設規模	敷地面積 17,158.47 m <sup>2</sup> ・延床面積 1,474.10 m <sup>2</sup>
施設内容（収容人数）	第1研修室（30人）、第2研修室（40人）、第3研修室（50人）、視聴覚室（40人）、大研修室（300人）、図書室、ふれあい広場、直売施設、屋外照明、駐車場 63 台

#### ② 沖縄市民ふれあい農園

位置	沖縄市字池原 3392 番地の 38
設置目的	市民が野菜や花等を栽培して、自然と触れ合うことにより、農業に対する理解を深めるとともに、市民が交流する場として設置する。
設置根拠	沖縄市民ふれあい農園条例
施設規模	敷地面積 19,868.50 m <sup>2</sup>
施設内容	合計 102 区画（50 m <sup>2</sup> 76 区画、60 m <sup>2</sup> 1 区画、75 m <sup>2</sup> 13 区画、100 m <sup>2</sup> 12 区画）、東屋、管理棟、トイレ、堆肥舎、駐車帯・駐車場 33 台

### (2) 指定管理者の概要

指定管理者名称	沖縄県農業協同組合
代表者	代表理事理事長 前田 典男
設立目的	この組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。
事業内容	農業・生活・信用・共済事業
設置年月日	平成 14 年 4 月 1 日
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	・ 農民研修センター・市民ふれあい農園の利用の許可に関する業務 ・ 農民研修センター・市民ふれあい農園の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・ 施設の設置目的に資する事業を達成するために行う業務

### (3) 指定管理者の指定の経過

指定管理者は、公募で沖縄市経済文化部指定管理者選定委員会の諮問、答申、沖縄市行政改革推進本部の承認及び沖縄市議会の議決を経て指定している。

(4) 業務状況

① 施設の利用状況

区 分	農民研修センター	市民ふれあい農園
利用申請数（許可件数）	540 件	91 件
利用料金徴収件数	168 件	90 件
利用料金合計	2,568,000 円	314,100 円
減免件数（全額免除した件数）	372 件	1 件
指定管理施設の事業を目的とした市内の団体が利用する場合	200 件	-
市が主催又は共催して利用する場合	126 件	-
その他市長又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合	46 件	1 件
減免額合計	3,406,700 円	6,000 円

\*不許可及び一部減額の件数はなし。

② 施設及び設備の維持管理状況

公の施設の運営、維持及び管理は、関係法令等の定めるところにより適切に行われている。

③ 施設の設置目的に資する事業の実施状況

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ほとんどの事業が中止となったが、農民研修センター自主事業として「野菜の収穫体験」をチャンプルー市場、農業青年クラブと合同で開催している。

(5) 決算収支の状況

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	
収 入	農民研修センター利用料	3,400,000	2,568,000	△832,000
	ふれあい農園利用料	350,000	314,100	△35,900
	自動販売機電気使用料	170,000	129,754	△40,246
	自動販売機販売手数料	190,000	103,369	△86,631
	指定管理料（令和3年度）	14,953,000	14,953,000	0
	指定管理料(令和2年度補填分)	0	714,650	714,650
	計	19,063,000	18,782,873	△280,127
支 出	人 件 費	8,851,200	10,221,657	△1,370,457
	需 要 費	4,558,800	4,018,438	540,362
	役 務 費	410,000	335,767	74,233
	委 託 料	4,130,000	3,984,558	145,442
	使用料及び賃借料	79,000	74,868	4,132
	諸 経 費	1,034,000	1,095,473	△61,473
	計	19,063,000	19,730,761	△667,761
収 支 差 引	0	△947,888	-	

## (6) 指摘事項等

所管部署：経済文化部農林水産課

### ① 事業報告書等の点検について（留意事項）

本件監査資料中、指定管理者が作成した事業報告書及び付属書類等の内容に不備、誤りが散見されたため訂正を求めたところ、時間を要しての再提出となった。

指定管理施設の決算ともいえる事業報告書等の誤り、これに基づくモニタリングの実施は、その実態を誤ったまま把握することとなり、協定等の求める要求水準の確認や市民サービスの改善など、モニタリング本来の役割を果たしていない状況である。

事業報告書等の点検及びモニタリングの実施については、協定等に基づく各事項を踏まえ、所管部署及び指定管理者相互のチェック体制を図るよう努めていただきたい。

### ② 指定管理施設の管理に係る経費の収支について（留意事項）

事業報告書中、管理に係る経費の収支においては、947,888円の収支不足額が確認された。この原因としては、収支予算書の作成時における消費税率の誤りによる経費の積算ミスや、管理職員の人事異動に伴う人件費の増加が主なものであった。

指定管理者は、指定管理料を上限額として事業計画書及び収支予算書の提案を行うものであり、また、所管部署は、必要と認める管理経費を毎年度の予算の範囲内で指定管理料として支払うものとなっている。

事業計画書及び収支予算書の作成時においては、前年度事業及び予算をそのまま踏襲することなく、法令等の改正、諸制度の変更など管理運営を取り巻く状況の変化に十分配慮し、限られた予算の中、くれぐれも指定管理料が追加の補填とならないように努めていただきたい。

### ③ 指定管理者業務の確認、調査及び指示について（留意事項）

所管部署においては、事業終了後のモニタリング以外に指定管理者に対し、その運営管理に係る定期又は随時の報告を求めることや、実地について調査し、又は必要な指示するなどの状況を確認できなかった。

指定管理施設の管理の適正を期するため、条例や協定書等に定められた管理運営・事業の実施が要求水準を満たしているかチェックを行うために定期・随時のモニタリングは不可欠であり、その結果を受けて、指定管理者が提供するサービスの改善や市民ニーズの把握に努めることが肝要である。

なお、モニタリングの内容は、施設の性格や利用形態等を考慮して定め、実

施の時期をはじめ、回数や具体的方法を指定管理者と協議して定めるとともに書面に残すよう留意していただきたい。

指定管理者：沖縄県農業協同組合

① 利用許可の手続について（指摘事項）

指定管理者は、申請者から指定管理施設の利用許可申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、利用決定通知書を申請者に交付するものと定められているところ、当該利用決定通知書を省略し、当該利用料金の振込依頼書を渡すことで、これに代えていた実態があった。また、この手続業務については、実質担当職員1名によって行われていた。

利用決定通知書の交付に当たっては、場所・設備等の利用範囲、利用日時、利用料金、許可の条件又は却下の理由などを付記し、利用許可手続に係る行政処分の内容を申請者に対し明示しなければならないところ、法令等に基づかない適正性に欠くものであった。

指定管理者とは、公の施設の管理権限の委任を受け、市長に代わり利用許可等の行政処分を行い、条例において規定された利用料金を徴収し、収入とすることができるものである。市民に信頼される指定管理施設の管理運営に資するためにも、当該業務に係る法令等の理解及び職員間の情報共有並びにチェック体制の確保については、厳に実行していただきたい。

② 利用料金の納入について（留意事項）

指定管理施設の利用料金については、指定管理者が後納を認めるケースが多数あった。これらは、コロナ禍による施設利用のキャンセルが発生した場合を考慮し、業務効率化に対応したものであり一定の理解はできるものの、後納にもかかわらず振込依頼書に納入期限が記載されていなかった。

原則、利用者は7日前までに利用料金を前納しなければならないこととなっており、指定管理者は納入確認後に施設の利用を許すこととなるが、後納においては納入の確認が事後となるため、忘失等による未納となることも考えられる。

振込依頼書発行の際には確実に振込期限を明示し、特に後納を認める場合においては、利用者の連絡先など身元の確認が十分取れるよう対処していただきたい。

③ 利用料金の照合について（指摘事項）

利用料金の入金があった際に指定管理者は、当該利用者等を利用許可申請書で確認し、当該利用金額を指定管理者が管理する指定施設利用内訳簿により確認・照合していた。また、利用者等に発行した振込依頼書の写しを保管してい

ない事例が多数見られた。

利用料金は、公共性の観点において透明性及び公正性を担保しなければならない。第三者視点としての証拠性や信ぴょう性を確保するためにも、利用料金の照合には、振込依頼書の写し、加えて利用者に発行すべき利用決定通知書などをもって、確実に指定管理口座と照合するように是正していただきたい。

#### ④ 利用料金の減免手続について（留意事項）

農民研修センターの利用料金の減免件数は372件であった。そのうち、農民研修センター条例施行規則において定める「その他市長又は指定管理者が認める特別な理由」に該当する件数は46件であったが、その理由について明確な回答が得られなかった。

指定管理者独自での判断・解釈による利用料金の減免の多用は、指定管理施設の経営に影響を及ぼすことになりかねない。当該減免の独自の判断については、曖昧になるおそれがあることから、所管部署との協議・調整によりルールづくりをしていただきたい。

#### ⑤ 事業報告書等の点検について（留意事項）

本件監査資料中、指定管理者が作成した事業報告書及び付属書類等の内容に不備、誤りが散見されたため訂正を求めたところ、時間を要しての再提出となった。

指定管理施設の決算ともいえる事業報告書等の誤り、これに基づくモニタリングの実施は、その実態を誤ったまま把握することとなり、協定等の求める要求水準の確認や市民サービスの改善など、モニタリング本来の役割を果たしていない状況である。

事業報告書等の点検及びモニタリングの実施については、協定等に基づく各事項を踏まえ、所管部署及び指定管理者相互のチェック体制を図るよう努めていただきたい。

#### ⑥ 指定管理者口座の管理について（指摘事項）

指定管理者の資金の管理状況を確認したところ、当該指定管理施設の管理口座を利用料金等の入金のみで使用し、当該管理経費の支払については指定管理団体の別の決済口座に振り替え、そこから支払われていた。そのため、当該管理口座のみではその収支状況を確認できず、指定管理団体の会計管理システムのデータと通帳の照合が行われるという状況であった。

沖縄市農民研修センター等の指定管理者業務仕様書において、指定管理施設の管理代行に係る資金管理については、原則として、当該団体自体の口座とは別の口座で行うことと定められ、また、諸事情により当該口座での管理が難し

い場合には市長と協議して対応することとしている。

指定管理者の管理口座については、指定管理者及び所管部署相互において基本協定書や業務仕様書等を確認し、協議及び調整のもと、管理口座を一本化するなど資金の管理方法を見直し、明確に説明責任を果たせるよう是正していただきたい。

⑦ 指定管理施設の管理に係る経費の収支について（留意事項）

事業報告書中、管理に係る経費の収支においては、947,888円の収支不足額が確認された。この原因としては、収支予算書の作成時における消費税率の誤りによる経費の積算ミスや、管理職員の人事異動に伴う人件費の増加が主なものであった。

指定管理者は、指定管理料を上限額として事業計画書及び収支予算書の提案を行うものであり、また、所管部署は、必要と認める管理経費を毎年度の予算の範囲内で指定管理料として支払うものとなっている。

事業計画書及び収支予算書の作成時においては、前年度事業及び予算をそのまま踏襲することなく、法令等の改正、諸制度の変更など管理運営を取り巻く状況の変化に十分配慮し、限られた予算の中、くれぐれも指定管理料が追加の補填とならないように努めていただきたい。